

別表「板柳町優先保育の基準表」

①基準点数

区分	保護者の状況		点数
1	居宅外就労 (外勤・居宅外自営)	月160時間以上の勤務に従事	10
		月120時間以上160時間未満の勤務に従事	9
		月64時間以上120時間未満の勤務に従事	8
		月48時間以上64時間未満の勤務に従事	7
	居宅内就労 (居宅内自営・農業)	月160時間以上の勤務に従事	9
		月120時間以上160時間未満の勤務に従事	8
		月64時間以上120時間未満の勤務に従事	7
		月48時間以上64時間未満の勤務に従事	6
2	求職活動	継続的な求職活動又は起業準備のため、日中外出の状態にある場合	5
3	就学・職業訓練	日中、就学又は職業訓練を受けるため、保育をすることができない場合	区分1を準用
4	妊娠・出産	出産予定日の前8週から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合	8
5	疾病	1か月以上の入院中もしくは入院見込、常時臥床の場合	10
		安静を要すると診断された場合または、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8
		医師の診断により、週3日程度の通院加療等が必要な場合	4
6	障害	身体障害者手帳1～3級、精神保健福祉手帳1・2級又は愛護手帳該当者	10
7		身体障害者手帳4級以下、精神保健福祉手帳3級該当者	8
8	介護・看護	同居の親族(長期間入院等している親族を含む)を常時介護又は看護している場合	区分1を準用
9	虐待・DV	児童相談所等の情報で虐待・DVの可能性がある場合	10
10	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10
11	その他	その他町が認める事由にある場合	別途判断

②調整点数

区分	調整内容		点数
1	ひとり親家庭	児童が母又は父のみに養育されている場合	10
2	生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
3	生計中心者の失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	3
4	障害児	子が障害を有しており、保育等施設を利用することで発育に有益であると医師の診断があるもの	3
5	育児休業明け	育児休業明けによる職場復帰	5
6	兄弟同時利用	兄弟姉妹が同一の保育等施設の利用を希望する場合	5